



健康保険料は どうやって決まるの？



毎月の保険料は給料の額に応じて50等級に区分した「標準報酬月額」を基に計算されます。

標準報酬月額×保険料率＝健康保険料

保険料は給料から差し引かれ、会社も負担しているため、実際の保険料は控除額の倍程度を会社を通じて健保組合に納めます。

Q 標準報酬月額の見直し時期は？

原則 1 年に 1 回見直され毎年 4・5・6 月の給料の平均を基に 9 月分の保険料（実際は翌月納付のため 10 月の給与）から変わります。【定時決定】

Q 給与が上がったり、下がったりした場合の保険料は変わる？

昇給で役職手当が付いたり、住宅手当や通勤手当の変更などの場合にも賃金の変動以後 3 ヶ月分の給与を平均して、標準報酬月額が 2 等級以上違うとき見直しがあります。【随時改定】

Q 保険料率は一定なの？

健康保険には「協会けんぽ（全国健康保険協会）」「組合保険」などがありその会社によって「保険者」（健康保険を運営している者）が違い保険料も違います。法律で保険料率の上限・下限が決められていますので、それぞれの「保険者」がその範囲内で毎年 3 月頃に保険料率を決定し運営しています。

Q 月の途中で入社・退職した場合の保険料は？

1 日に入社しても 30 日に入社してもその月に負担する保険料は同じです。日割り計算になるというわけではありません。
ただし、退職日が末日以外の場合は保険料は徴収されません。
しかし日本は「国民皆保険」なので、必ずどこかの保険に加入していなければならず退職の翌日から加入する「保険者」（国民健康保険など）に保険料を支払います。